

～制度調査部情報～

2007年12月19日 全4頁

## 金融審報告の概要 -プロ向け市場、銀証問題等-

制度調査部  
横山 淳

### 【要約】

- 2007年12月18日、金融審議会金融分科会第一部会及びその法制ワーキング・グループは、報告書を発表した。
- 報告書では、ETFの多様化、金融商品取引所と商品取引所の相互参入、プロ向け市場の整備、銀・証のファイアーウォールの見直し、課徴金制度の拡充などが提言されている。
- これらの提言を踏まえ、2008年通常国会に金商法等の改正法案が提出されるものと思われる。

- 2007年12月18日、金融審議会金融分科会第一部会（部会長：池尾和人慶応義塾大学教授）は、「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～」を発表した<sup>1</sup>。
- 同日、同部会に設置された法制ワーキング・グループ（座長：黒沼悦郎早稲田大学大学院教授）も「金融審議会金融分科会第一部会法制ワーキング・グループ報告～課徴金制度のあり方について～」を発表した<sup>2</sup>。
- これらの報告書の中で、次のような提言が行われている。

- ①取引所の機能の拡大・強化 ～取扱商品の多様化など
- ②プロに限定した取引の活発化 ～いわゆるプロ向け市場の整備
- ③銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し  
～利益相反防止の実効性確保、法人顧客情報の共有規制緩和など
- ④課徴金制度の見直し ～金額水準の引上げ、対象の拡大など

- これらの提言を踏まえ、来年（2008年）の通常国会に金融商品取引法等の改正法案が提出されるものと思われる<sup>3</sup>。
- 報告書の要点をまとめると次のようになる。

<sup>1</sup> 金融庁のウェブサイト([http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20071218-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-1.html))に掲載されている。  
<sup>2</sup> 金融庁のウェブサイト([http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20071218-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-1.html))に掲載されている。  
<sup>3</sup> 2007年12月18日付日本経済新聞(夕刊)、2007年12月8日付フジサンケイビジネスアイなど参照。

## 1. 取引所の機能の拡大・強化（いわゆる総合取引所構想）

### (1) 取引所における取扱商品の多様化

◇ETFの多様化を図る。

◇具体的には、次のような制度整備を行う。

- コモディティ関連ETFの導入
- ETFの連動対象となる株価指数の柔軟化
- 株式以外（債券、REITなど）を運用対象とするETFの導入 など

### (2) 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

◇株式、債券、金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまでのフルラインの品揃えを可能とする。

◇具体的には下記のような制度整備を行う。

- 金融商品取引所の子会社等によるコモディティ・デリバティブ市場の開設（子会社形態での相互参入）
- 金融商品取引所本体によるコモディティ・デリバティブ市場の開設（本体での相互参入。ただし、商品取引所法の改正も必要）

### (3) 排出権取引等の取扱い

◇排出権取引等についても、公益・投資者保護上、問題のない枠組みであれば、金融商品取引所における取扱いを認めていくことが考えられる。

## 2. プロに限定した取引の活発化（いわゆるプロ向け市場）

次の①②の両論を併記。

### ① 現行のプロ私募やPTSを活用した枠組み（取引参加者は適格機関投資家）。

◇取引の場、開示規制、転売制限などについては、現行法の枠組みで基本的に対応可能。

◇対象有価証券を「取扱有価証券」（※1）に（認可金融商品取引業協会が）指定することにより不公正取引規制を適用する。

◇金融商品取引所が、子会社等としてプロ向け市場運営のPTSを設立することを認める。

### ② 取引参加者を特定投資家にまで拡大した場合の枠組み。

◇取引の場として新たな規律に基づく取引所市場を整備する。

◇公衆縦覧を前提とした現行の法定開示（※2）は免除する。ただし、投資家への的確な情報提供を確保するために次のような法的枠組みを設ける。

- 取引参加者に対する年1回以上の情報提供
- 必要な情報をタイムリーに集約して投資家に提供する仕組み
- 虚偽情報に対する民事上の賠償責任 など

◇現行の適格機関投資家私募を参考した（一般投資家への）転売制限を設ける。

◇上場有価証券と同様の不公正取引規制を適用する。

◇公開買付制度・大量保有報告制度（※3）を適用する。

◇プロ向け市場を開設する取引所の議決権を、海外取引所が50%未満取得することを認める。

（※1）認可金融商品取引業協会が協会員による売買等の取引の勧誘を禁止しないものとして指定した有価証券のこと（金融商品取引法67条の18第1項4号）。現在は、日本証券業協会により、いわゆるグ

リーンシート市場銘柄が指定されている。

(※2) 有価証券報告書・四半期報告書などによる開示のこと。

(※3) プロ向け市場における大量保有報告書の提出義務の基準（現行制度では5%）については、市場の特性を踏まえて検討するとしている。

### 3. 銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し

#### (1) 利益相反による弊害防止の実効性確保

◇証券会社や銀行等に対し、利益相反の管理の態勢整備を法令上義務付け、それを当局がモニタリングする。

◇具体的には、監督指針で下記の点を明記し、各金融機関に態勢整備と適切な運用を求める。

―利益相反の抽出・特定

―利益相反の管理（チャイニーズウォールの構築等）・記録の保持

―利益相反管理方針の策定等

◇各金融機関が策定する利益相反管理方針の概要を公表。

#### (2) 銀行等の優越的地位の濫用防止の実効性確保

◇現行の規制に加え、証券会社が親銀行等・子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して、金融商品取引契約の締結・勧誘を行う行為も禁止する。

◇銀行等の優越的地位の濫用防止について、証券会社、その親銀行等・子銀行等に対する証券取引等監視委員会による検査を可能とする。

◇銀行等自身において顧客等から寄せられる情報を適切に処理する態勢を整備する。

◇当局において、顧客等から寄せられる情報を検査・監督に活用する仕組みを強化する。

#### (3) ファイアーウォール規制の見直し（緩和）

◇法人顧客情報の共有制限を緩和（オプトイン（※1）⇒オプトアウト（※2））

◇内部管理目的での情報共有には、当局の承認は不要とする。ただし、この場合、内部管理目的以外での利用は禁止。

◇役職員の兼職規制は撤廃する。

(※1) 情報共有に顧客の積極的な同意（事前同意）を必要とすること。

(※2) 予め情報を共有する旨を顧客に通知した上で、共有を望まない顧客に不同意の機会を与えること。つまり、不同意の意思表示がなければ情報共有できる。

### 4. 課徴金制度の見直し（強化）

#### (1) 課徴金の金額水準の引上げ

◇現行の課徴金制度の対象となっている次の違反行為に対する課徴金の金額を、違反抑止の実効性が期待できる水準まで引き上げる。

―インサイダー取引

―相場操縦

―風説の流布・偽計

―発行開示書類（※1）・継続開示書類（※2）の虚偽記載

#### (2) 課徴金の対象の拡大

◇課徴金制度の対象に、新たに次の違反行為を追加する。

―安定操作取引・仮装売買・馴合売買による相場操縦（※3）

- 発行開示書類・継続開示書類の不提出
- 公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出

### (3) 課徴金の加算・減算措置の導入

- ◇繰り返し違反行為を行う者などに対する課徴金の加算措置を導入する。
- ◇自ら早期に発見して、当局に申告した場合などに対する課徴金の減算措置を導入する。

### (4) 除斥期間の延長

- ◇課徴金制度の除斥期間（※4）を現行の3年から5年に延長する。

（※1）具体的には、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類などを指す（金融商品取引法 172 条 3 項）。

（※2）具体的には、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書などを指す（金融商品取引法 172 条の 2）。

（※3）現行の課徴金制度で規制対象となっているのは、相場を変動させるタイプの相場操縦行為である（金融商品取引法 174 条）。それに対して、新たに規制対象として追加が予定されているのは、相場を変動させるのではなく、相場を固定させたり、売買が活発であると他人に誤解させたりするタイプの相場操縦行為である。

（※4）違反行為が行われてから一定期間が経過した場合は、当局は審判手続開始の決定を行うことができない（つまり、課徴金を課すことができない）という制度のこと（金融商品取引法 178 条 3～9 項）。刑事訴訟における公訴時効に相当する。除斥期間が延長されれば、それだけ当局は、過去に遡って違反行為を摘発することができるようになる。